

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額 (注2)	署名日 署名地 (勅令註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府と ニジェール共和国政府との間の 交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2018.12.3 ニアメで (同日)	日本側 上蘭英衛在ニジェ ール大参事官 イブラヒム ・サニ・アバニ外務・協 力・アフリカ統合・在外 ニジェール人省事務次官	2018.12.20 393号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。